

2020 年 1 月 10 日
有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部

企業会計基準公開草案第69号（企業会計基準第24号の改正案）
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」
に対するコメント

当監査法人、会計プラクティス部は、2019年10月30日に公表された企業会計基準公開草案第69号（企業会計基準第24号の改正案）「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）に関するコメントを検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問1（開示目的に関する質問）

本公開草案の開示目的に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

同意する。

質問2（関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する質問）

本公開草案の関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

基本的に同意する。

ただし、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、開示さえすれば会社が自由に会計方針を決定することができるとの誤解を与えないような要求事項とするべきである。

また、本公開草案第 44-4 項には、「対象とする会計事象等自体に関して適用される会計基準等については明らかではないものの、参考となる既存の会計基準等（他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。）がある場合には、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続も含まれる。」との記述がある。日本基準においては、国際会計基準（IAS）第 8 号第 10 項から第 12 項に規定されたヒエラルキーが無い中で、提案された形で「他の会計基準設定主体が定めた会計基準」の適用を認めることは意図しない形で他の会計基準設定主体が定めた会計基準が準用されかねないと考えられる。このため、「（他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。）」という記述は削除す

べきではないか。

さらに、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、どのように会計方針を決定すべきかに関しても基準において記載を行うべきであるとする。

質問3（企業会計原則注解（注1-2）の定めに関する質問）

本公開草案の、会計方針の開示についての定めを企業会計原則注解（注1-2）から企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に引き継ぐという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

同意する。

質問4（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問4-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

同意する。

（質問4-2）経過措置に関する質問

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

同意する。

質問5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

（コメント）

同意する。

以上